# 群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程

#### (設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学(以下「本学」という。)に、動物愛護法、 飼養保管基準及び文部科学省が策定した「動物実験等の実施に関する基本指 針」等を踏まえ、科学的観点、動物愛護の視点、環境保全の観点、実験等に 携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うため、 動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (審議事項)

- 第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 学内で行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
  - (2) 学外の別の機関に委託して行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。

### (組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
  - (2) 実験動物等に関して優れた見識を有する者
  - (3) その他の学識経験を有する者
  - 2 委員は前項各号に掲げる者それぞれ1人以上を委員とし、定数を4人と する。

### (任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
  - 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

#### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席、意見を求めるこ

とができる。

# (学長への答申)

第8条 委員長は、学長の諮問を受けた事項については、審議終了後速やかに その結果を学長に答申しなければならない。

# (庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務グループにおいて処理する。

# (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。